

令和3年8月25日

保護者のみなさま

島本町立第一小学校
校長 川口 直樹

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う町立学校園の対応について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

緊急事態宣言が令和3年9月12日（日）まで延長されることが決定されました。それに基づき、下記のとおり対応いたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。変更が生じた場合は、再度お知らせします。

記

1 期間

令和3年9月12日（日）まで

2 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事について

- (1) 原則延期します。
- (2) 延期が困難な場合は、感染防止策を徹底したうえで以下の条件を満たした場合にのみ実施します。
 - ・旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否していない。
 - ・事前に滞在先（宿泊）の保健所と調整を行い、児童生徒・教職員が陽性となった場合でも、現地での受入体制が整っている。
 - ・参加する児童生徒、引率する教職員に、事前にPCR検査を実施。

3 学校行事について

感染リスクの高い活動は実施しません。

4 授業について

- (1) 分散登校や短縮授業は行わず、通常形態を継続します。
- (2) ただし、感染リスクの高い活動は実施しません。

【制限する教育活動等】

・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等は行わない。

- 例) *音楽：室内で児童生徒等が近距離で行う合唱
*体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
*家庭：児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習

【参考】「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和3年度版）」（市町村立学校園版）

- (3) 感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、十分な学習支援を行います。その際家庭にパソコン、タブレット等がない場合は、必要に応じて学校のタブレットを貸し出します。